

事務連絡  
平成28年4月14日

都道府県  
各指定都市 障害保健福祉担当課室 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂について

平素より、障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（以下、「マニュアル」という。）につきまして、下記のとおり改訂しましたので、改訂後のマニュアルを送付いたします。

なお、マニュアル及び平成27年度障害者総合福祉推進事業「知的障害者が制度を理解するための情報提供の在り方に関する研究」により作成された障害者虐待防止法パンフレット（わかりやすい版）を厚生労働省ホームページにも掲載しておりますのでご活用下さい。（リンク先 URL は下記3に記載しております。）

各都道府県等におかれましては、管内市町村及び関係事業者等へ周知いただくとともに、障害者に対する虐待防止の未然防止や早期発見、迅速な対応の徹底を図るための一層の取組をお願いいたします。

## 記

### 1 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応改訂のポイント

障害者福祉施設の職員が通報したことで損害賠償請求を受けている事案や女性に障害者に対する性的虐待事案が相次いでいること、関連する制度が改正されたこと等を踏まえ改訂した。

#### （1）学校、保育所等、医療機関における間接的虐待防止の責務

学校、保育所等、医療機関における間接的虐待防止措置の責務規定の周知について  
記述(P. 12)

(2) 障害者や家族等に対する虐待防止の研修

- ① 市町村障害者虐待防止センターが、障害者や家族等に対する虐待防止法の研修を実施することも有効であること
- ② 知的障害者等にとってわかりやすい障害者虐待防止法のパンフレットを活用して研修を行うことなどが考えられること
- ③ 特に女性の障害者に対して性的虐待への対処法や相談先等を研修内容に取り入れることを検討することを追記(P. 15)

(3) 関連の新たな制度等との連携・活用

- ① 障害者虐待防止ネットワークは、生活困窮者自立支援法、障害者差別解消法に基づく相談等とも連携する必要性を追記(P. 22)
- ② 日本年金機構が平成27年7月から開始している「年金個人情報秘密保持の手続」と、様式の参考例を追記(P. 59)

(4) 女性障害者に対する性的虐待の防止

可能な限り同性介助の体制を整え、性的虐待の被害に遭いやすい女性障害者に対する配慮を行う必要性を追記(P. 75)

(5) 虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施

指定障害福祉サービス事業者等指導指針及び指定障害児通所支援等事業者等指導指針の改正を踏まえ、事前に通告を行うことなく監査や実地指導を行うことも検討することを記載(P. 77)

(6) 通報者保護の徹底

適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に損害賠償請求訴訟を行うことは、通報義務を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないことを記述(P. 81)

(7) 事実確認調査の留意点

施設等における虐待の事実確認の際に、当該施設等を退職した元職員からの聞き取り調査を検討することを追記(P. 84)

(8) 身体拘束の判断

座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用を、一律に身体拘束と判断することは適当ではない旨を記述(P. 100)

## 2 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き改訂のポイント

障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待事案や特に女性に対する性的虐待事案が相次いでいること等を踏まえ、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を改訂した。

### (1) 職員に対する研修

「人権意識、知識や技術向上のための研修」の中の「(1) 職員のメンタルヘルスのための研修」に、怒りの感情への対処法(アンガーコントロール)の研修を追記(P. 12)

### (2) 利用者や家族に対する研修(P. 13)

- ① 「人権意識、知識や技術向上のための研修」に「利用者や家族等を対象にした研修」を追記
- ② 知的障害のある利用者等への情報提供・研修素材として、平成27年度推進事業で製作した障害者虐待防止法のわかりやすいパンフレットを掲載

### (3) 女性障害者に対する性的虐待の防止

- ① 利用者や家族等を対象にした研修の中で、特に女性利用者に対して性的虐待防止に関する研修を検討するよう要請(P. 14)
- ② 「虐待を防止するための取組について」の「② 性的虐待防止の取組」の中で、女性障害者が性的虐待に遭いやすい実態を踏まえ、可能な限り女性障害者に対する同性介助が行える体制を整えることを徹底する旨を追記(P. 15)

### (4) 通報者保護の徹底

通報した職員に対して施設側が損害賠償請求を行う事案が起きていることに鑑み、「通報者の保護」の中に、適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に損害賠償請求を行うことは、通報義務を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないことを記述(P. 19)

### (5) 従来の内容の強調

「市町村・都道府県による事実確認への協力」に、虚偽答弁の禁止の規定を追記(P. 20)

### (6) 身体拘束の判断

「身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて」の中で、座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用について、一律に身体拘束と判断することは適当ではない旨を記述(P. 25)

### 3 厚生労働省ホームページリンク先

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

#### 【問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課  
相談支援係・虐待対策支援係

TEL:03-5253-1111 (内線 3149) FAX : 03-3591-8914

E-mail [soudan-shien@mhlw.go.jp](mailto:soudan-shien@mhlw.go.jp)